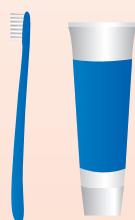
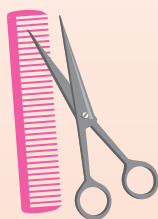


2021

日用雑貨 輸入の手引き



mipro

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

日用雑貨は、特に規制を受けずに輸入できる品目が多く、初めて輸入販売を行う方にも取り組みやすい分野です。ただし、品目によっては、輸入通関にあたり各法令に基づく許可や承認、検査等が必要となるものがあるほか、国内で販売するにあたり、規格・基準への適合、定められた事項の表示などが義務づけられているものがあるので、注意が必要です。

本書は、初めて日用雑貨の輸入を行う方に向けて、輸入手続き及び輸入時・販売時の規制について概要を示し、道案内となることを望み作成したものです。

日用雑貨について明確な定義はありませんが、本書では、繊維製品や服飾雑貨は含んでおりません。(当該品目については、「衣料品・衣料雑貨輸入の手引き」をご参照ください。) また、多種多様な新商品が開発されており、これらに係るすべての法律は網羅できていないことをご了承ください。

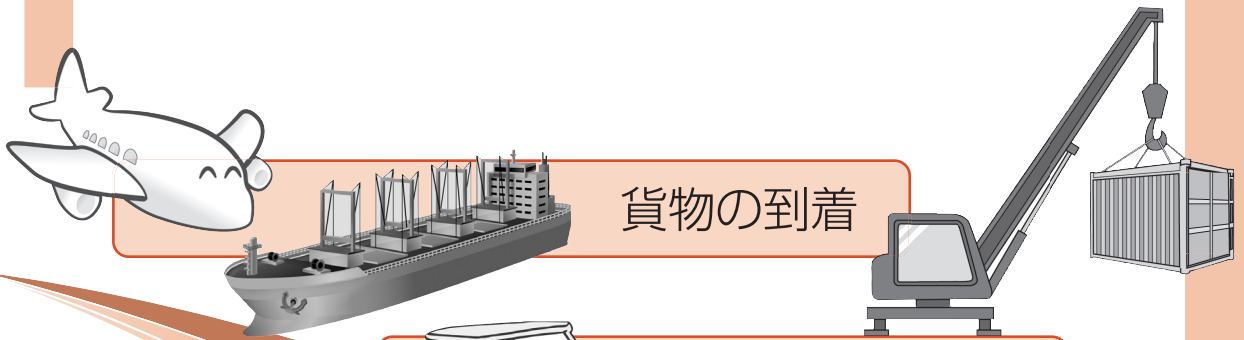
なお、内容については、法律の改正等により変更が生じる場合があります。詳細につきましては問合せ先へのご確認をお願いいたします。

2021年3月 一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会

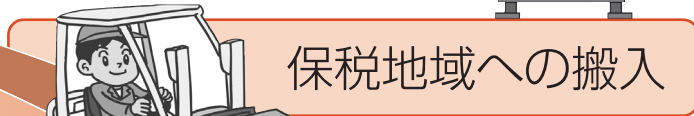
目次

1	日用雑貨の輸入手続きに関する全体の流れをみると	3
2	日用雑貨に関する法律は？	4
3	通関手続きについて	5
1.	一般貨物として船舶・航空機により輸入する場合	6
2.	取引先から国際郵便により輸入する場合	7
3.	取引先から国際宅配便により輸入する場合	10
4.	仕入者が手荷物として輸入する場合	11
4	関税制度について	13
1.	関税率	13
2.	事前教示制度	13
3.	特惠税率（一般特惠税率・EPA税率）の適用について	14
5	輸入時に注意が必要な法律は？	15
1.	外国為替及び外国貿易法（外為法）による輸入管理	15
2.	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律について	16
3.	植物防疫法に基づく検査（植物検疫）について	16
4.	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく輸入手続きと販売業の届け出	17
5.	医薬品医療機器等法に基づく許可、届出、表示等について	18
6.	銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）による規制	20
7.	高圧ガス保安法の適用除外の確認	21
8.	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）について	22
9.	食品衛生法に基づく輸入届出について	24
10.	知的財産侵害物品の輸入規制	25
6	販売時に注意が必要な法律は？	26
1.	家庭用品品質表示法に基づく表示について	26
2.	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律について	27
3.	消費生活用製品安全法について	28
4.	電気用品安全法について	30
5.	微弱無線機器について	31
6.	計量法について	32
7.	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）について	33
8.	特定商取引に関する法律について	36
9.	リサイクル関連の法律について	36
7	参考資料	37
1.	雑貨工業品品質表示規程に基づく表示事項一覧	37
2.	合成樹脂加工品品質表示規程に基づく表示事項一覧	39

1 日用雑貨の輸入手続きに関する全体の流れをみると…



貨物の到着



保税地域への搬入

※必要に応じて、食品衛生法、医薬品医療機器等法、等に基づく手続き

税関手続き

輸入申告※



税関による審査・検査



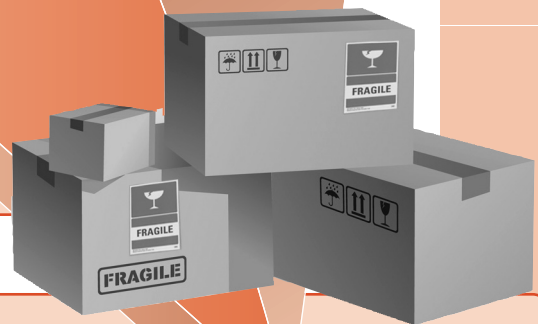
関税・消費税の納付



輸入許可



貨物の引取り



販売

家庭用品品質表示法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、医薬品医療機器等法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、資源有効利用促進法など

*関税関係法令以外の法令により輸入に関して許可、承認等を必要とする場合には、これら「他の法令」に基づく許可、承認等を受け、輸入申告または税関による審査・検査の際にその旨を証明して確認を受けなければなりません。

2 日用雑貨に関する法律は？

日用雑貨については輸入販売に際して特に規制を受けない品目が多いのですが、品目によっては輸入を規制している国内法令の規制対象となり、各法令に基づく許可や承認、輸入時の検査等が必要となるものがあります。また、国内で販売するにあたり、規格・基準への適合、定められた事項の表示などが義務づけられているものがあります。

○日用雑貨に係る主な法律

	法律名	対象となる品目
輸 入 時	外国為替及び外国貿易法	ワシントン条約附属書Ⅰ～Ⅲ対象品目 (絶滅のおそれのある野生動植物を使った製品等)
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省が定めた鳥獣及びその加工品(毛皮製品等)
	植物防疫法	植物、種子、木材等を使った製品(高度に加工されて病害虫が付くおそれのないものは対象外)
	肥料の品質の確保等に関する法律	特殊肥料、普通肥料
	食品衛生法	食品に直接接する器具(食器、カトラリー類、調理器具、なべ等)、乳幼児用おもちゃ、容器包装
	高圧ガス保安法	<適用除外の確認>エアゾール製品等
	医薬品医療機器等法	化粧品、医薬部外品、医薬品、医療機器に該当するもの (石けん、歯みがき、シャンプー、染毛剤、虫よけスプレー、体温計、コンタクトレンズ等)
	銃砲刀剣類所持等取締法	刃渡り15cm以上の刀、刃渡り5.5cm以上の剣等
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	一般工業化学品に用いられる化学物質
	関税法	すべての品目
販 売 時	家庭用品品質表示法	合成樹脂加工品、雑貨工業品のうち、政令で定められたもの
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	化学製品(家庭用接着剤・塗料、靴墨等)、家庭用洗浄剤、家庭用エアゾール製品、家庭用木材防腐剤等
	消費生活用製品安全法	<PSCマークの表示>レーザーポインター、使い捨てライター、家庭用圧力なべ・圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ等 <重大事故の報告>すべての消費生活用製品
	電気用品安全法	電気用品に該当するもの(電動式おもちゃ、電球等)
	電波法	特定無線設備、微弱無線設備
	計量法	<商品量目制度>合成洗剤、家庭用洗浄剤、油性塗料等 <家庭用特定計量器技術基準適合表示マーク>キッチンスケール等
	不当景品類及び不当表示防止法	すべての品目(商品に関する表示等について)
	特定商取引に関する法律	商品等を通信販売(インターネット販売含む)・訪問販売等によって販売する場合
	資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等を使用している場合、小形二次電池
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を使用している場合	

3 通関手続きについて

貨物の輸入者は、外国から到着した貨物を陸揚げしたのち、保税地域^{注1})に搬入した上で、保税地域を管轄する税関長に対して輸入（納税）申告を行います。輸入申告を受けた税関は、書類を審査し、必要に応じて貨物を検査し、関税等の納付を確認して輸入を許可します。この一連の手続きを通関といえます。通関手続きを経て初めて、貨物は国内での流通が認められます。

必要な通関手続きは輸入方法により異なります。いずれの場合も他法令の許可・承認等を必要とする品目は、通関の際にこれらの許可・承認等を受けた旨を税関に証明して確認を受けなければ、輸入が許可されません。

また、原産地について偽った表示または誤認を生じさせる表示が輸入貨物自体に直接的に表示されている場合や輸入貨物の容器、包装等に間接的に表示されている場合、関税法第71条により税関で輸入を許可しないので注意が必要です。

■参考情報：税関ホームページ「原産地を偽った表示等」

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/origin/index.htm>

注1) 保税地域とは、外国から到着した貨物を関税・消費税等を納めないまま一時的に保管できる場所をいう。

他法令の審査・確認

他法令とは、関税法第70条でいう「他の法令」のことで、関税関係法令以外の法令で、輸出入に関して許可・承認等を定めたものを指します。規制の性質上2つのグループに分けられ、通関時には次の①、②のような確認が行われます。確認の詳細は、関税法基本通達70-3-1に具体的に規定されています。

①貨物の輸入に際し、あらかじめ輸入の承認や輸入業の許可などを受けることを義務づけているもの
⇒輸入申告書とともに輸入貿易管理令による輸入承認証、輸入業の許可書、登録書などを提示することにより、他法令の規定による条件を満たしているかどうか審査されます。

（外為法、銃刀法、医薬品医療機器等法、化審法など24法令が該当）

②貨物の輸入に際し、検査などを義務づけているもの

⇒輸入申告に続く税関審査の際に、他法令が求める検査に合格した旨を証明する書類を提示することにより、他法令の規定による条件を満たしているかどうか審査されます。

（食品衛生法、植物防疫法、高圧ガス保安法、医薬品医療機器等法など7法令が該当）

■参考情報：税関ホームページ「税関で確認する輸入関係他法令の概要」

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imitsukan/1801_jr.htm

関税等の納税申告

輸入される物品には、関税、消費税などの税金（品目により酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税など）が課されます。関税が無税である場合も消費税等はかかるので注意が必要です。

関税を納める者は原則として「貨物を輸入する者」であり、通常は仕入書（インボイス）の荷受人となります。実際の手続きにおいては、通関業者^{注2})が通関手続きを代行するにあたり、輸入者に代わって関税等の立替払いを行い、貨物の引渡し後にその費用を手数料と一括して輸入者に請求するという形をとることが多くなっています。

注2) 通関業者とは、税関長の許可を受けて通関業を営む者。税関への輸入（納税）申告業務等を輸入者に代わって行う。国際フォワーダー業、倉庫業、港湾運送業などを兼ねていることが多い。

1. 一般貨物として船舶・航空機により輸入する場合

輸入通関の流れについては、p.3の図をご参照ください。

容積や重量が大きい貨物、国際宅配便や国際郵便では取り扱えない品目等については、一般貨物として船舶または航空機により輸入することになります。通関手続きは、輸入者自身で行うこともできますが、通関業者に代行を依頼することが一般的です。

申告書・添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入（納税）申告書（税関様式C-5020） ※税関HPから入手可能 ・ 仕入書（Invoice） ・ 船荷証券（B/L）の写し、または航空貨物運送状（Air Waybill）の原本 ・ その他一必要に応じて、保険料明細書、運賃明細書、包装明細書、原産地証明書、他法令の関係書類など <p>※航空貨物の品目毎の課税価格^{注3)}が20万円以下である場合には、Air Waybillまたは仕入書に必要事項を書き加え、これを輸入申告書に代えて申告することができます。（輸入承認や減免税が適用される場合等を除く）</p>
提出時期	原則として輸入しようとする貨物を保税地域に搬入後
提出先	貨物が保管されている保税地域を管轄する税関官署の通関担当
関税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入申告に基づき、税額が確定（申告納税方式） ・ 課税価格の合計が20万円以下の場合、少額輸入貨物に対する簡易税率が適用される。（革製品など一部の品目は適用除外）
手数料	<p>無料</p> <p>※通関業者に通関の代行を依頼した場合は、その手数料がかかる。</p>
通関の主な手順	<ol style="list-style-type: none"> ①貨物が日本に到着すると、船会社（航空会社）または代理店から到着通知（Arrival Notice）が届く。 ②通知のあった船会社・航空会社に行き、輸送関係書類（デリバリーオーダー等）を受け取る。 ③仕入書、運賃明細書など通関に必要な書類を揃えて、税関に輸入申告を行う。 ④輸入が許可されたら、輸入許可書とデリバリーオーダーを倉庫に提示して貨物を引き取る。

注3) 課税価格とは、関税額を算出するときの標準となる価格（参照p.13）

簡易税率の適用

通関の効率化を目的として、携帯品・別送品や、総額20万円以下の一般貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便には簡易税率が適用されます。ただし、輸入者が輸入貨物の全部について簡易税率によらないことを希望した場合には、一般の税率が適用されます。

■入国者の輸入貨物に対する簡易税率

携帯品・別送品が免税の範囲を超えた場合に適用される税率で、関税と消費税等を合わせた税率となっています。1個（1組）の課税価格が10万円を超える場合や、米などの一部の品目は適用除外となります。

■少額輸入貨物に対する簡易税率

一般の輸入貨物及び国際郵便物のうち、課税価格の合計額が20万円以下の場合に適用される税率（関税のみ）です。革製品、ニット製衣類など一部の品目は適用除外となります。

2. 取引先から国際郵便により輸入する場合

外国から送られてきた郵便物は、信書（手紙、封書）を除きすべてのものが税関検査を経て、受取人に配達されます。通関手続きは郵便物の課税価格によって取扱いが異なります。

●課税価格が20万円以下の郵便物の場合……賦課課税方式

賦課課税方式により、税関長の処分（賦課決定）によって納付すべき税額が確定するので、輸入者が税関に出向いて申告する必要はありません。税関検査の結果、税金を納付する必要がある場合には、郵便物とともに国際郵便物課税通知書及び納付書・領収証書が配達されますので、配達員に税金と日本郵便の通関料（200円/個）を支払い、郵便物を受け取ります。

税金が1万円を超える場合は、郵便局（配達局）から連絡があるか、または課税通知書だけが送られてくるので、その案内に従って税金と通関料を支払い、郵便物を受け取ります。（日本郵便に税金納付を委託する形になります）

●課税価格が20万円を超える郵便物の場合

外国から到着した郵便物が保管されている日本郵便(株)国際交換局を管轄する税関(外郵出張所等)へ輸入申告を行い、輸入許可を得ることが必要です。日本郵便から通関手続きの案内文書が送られてきたら、仕入書(Invoice)など輸入申告に必要な書類を揃えて、日本郵便または他の通関業者に通関手続きを依頼するか、輸入者自らで手続きを行ってください。

日本郵便に通関を依頼する場合の通関代行業務の料金は以下になります。

品目数2つまで6,600円/件、品目数6つまで9,300円/件、品目数7つ以上12,000円/件

(注)・通関料の消費税は免税

・品目数とは、通関業法基本通達18-1（通関業務の料金）に規定する欄数

なお、国際郵便の場合も「郵便物として送れないもの」が定められています。また、日本郵便では他法令に関する手続きは代行しません。

国際郵便物で植物・植物の加工品を輸入する際の注意点（P16参照）

国際郵便物で植物・植物の加工品を輸入する場合には、商業用、研究用、個人消費用など目的や数量に関わらず植物検疫のための輸入検査を受けることが必要です。特に、①と②に関する条件が満たされない場合、輸入がみとめられないことがあります。

① 植物の輸入条件を確認する。

輸出国と植物類の組み合わせで輸入条件が異なる。

② 「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」に輸出国政府機関が発行する検査証明書（植物検疫証明書）を添付する。

③ 小包郵便物、小型包装物で輸入する。（信書郵便物では輸入できない）

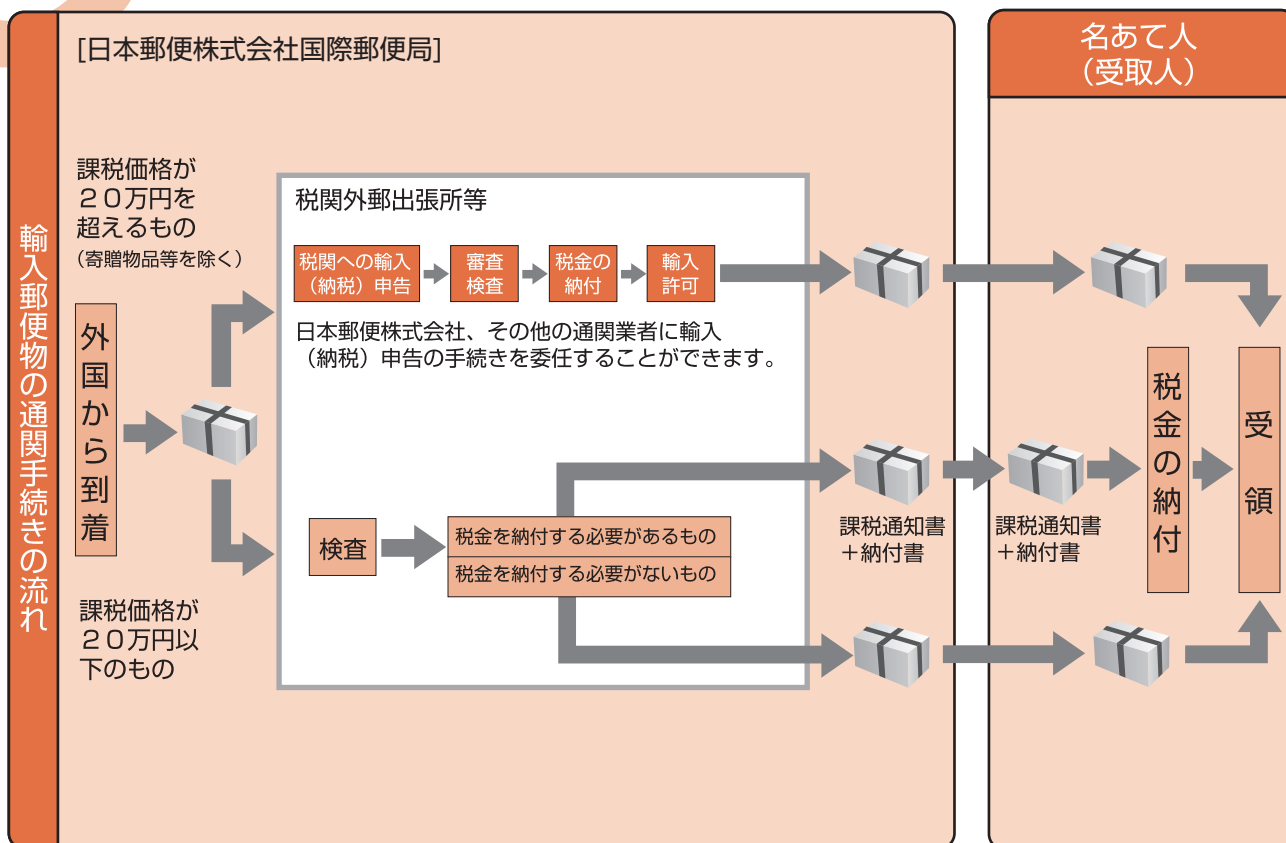
④ 外装に「植物在中」、「植物検疫対象」、「Plant」、「Plant Seed」などのラベルの添付、記載をする。

■参考情報：植物検疫所「国際郵便物での植物類の輸入について」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/yubin/yubin.html>

3

輸入郵便物の通関手続きの流れ



参考) 税関リーフレット

■税関外郵出張所連絡先

東京税関	東京外郵出張所	TEL:03-5665-3755	(日本郵便(株)東京国際郵便局内)
横浜税関	川崎外郵出張所	TEL:044-270-5780	(日本郵便(株)川崎東郵便局内)
名古屋税関	中部外郵出張所	TEL:0569-38-1524	(日本郵便(株)中部国際郵便局内)
大阪税関	大阪外郵出張所	TEL:072-455-1850	(日本郵便(株)大阪国際郵便局内)
門司税関	福岡外郵出張所	TEL:092-663-6260	(日本郵便(株)新福岡郵便局内)
沖縄地区税関	那覇外郵出張所	TEL:098-854-8292	(日本郵便(株)那覇中央郵便局内)

税関告知書とインボイスは正確に記載するよう輸出者(差出人)に依頼しましょう

税関では、輸入郵便物の通関を行う際に、郵便物の外装に貼付された税関告知書と添付または同梱されたインボイスの記載内容を参考にします。記載内容が不十分な場合、輸入者に内容を照会するなど通関処理に時間がかかりますので、品名、個数、重量、価格は正確に記載する他、下記の点についても輸出者(差出人)に協力を依頼しましょう。

- ・ インボイス等の価格資料は郵便物に添付または同梱し、外装や税関告知書のわかりやすい場所に「インボイス在中(添付または同梱)」「商用」と明記。
- ・ 2個以上の郵便物を同時に日本に輸出する場合は、郵便物の外装に通し番号を明記。

少額物品の免税

課税価格の合計が1万円以下の物品^{注1}の輸入については、一部の品目^{注2}を除いて、その関税及び消費税等が免税されます。少額物品の免税が適用され、他法令の規制を受けていない郵便物は、郵便局から輸入者に配達され、関税、消費税、通関料はかかりません。

注1) 課税価格が1万円以下の物品とは

- ・ 1申告に係る課税価格の合計額が1万円以下のもの。ただし1仕入書に係る貨物を分割して申告した場合は、その仕入書に記載されたすべての貨物の課税価格を合計したものとする。
- ・ 郵便物については、1つの梱包に包装されたものの課税価格の合計が1万円以下のもの。同一差出人から同一名宛人に同時に分割して郵送された場合は、分割されたすべての郵便物の課税価格を合計したものとする。

注2) 「関税を免税しない物品」とは

革製のカバン、ハンドバック、手袋等、編み物性衣類（Tシャツ、セーター等）、スキー靴、革靴及び本底が革製の履物類等

なお、個人使用を目的とする物品については、海外小売価格を卸売り価格まで引き下げた価格（海外小売価格課×0.6で算出）を課税価格としますが、商業貨物に対しては、適用されません。

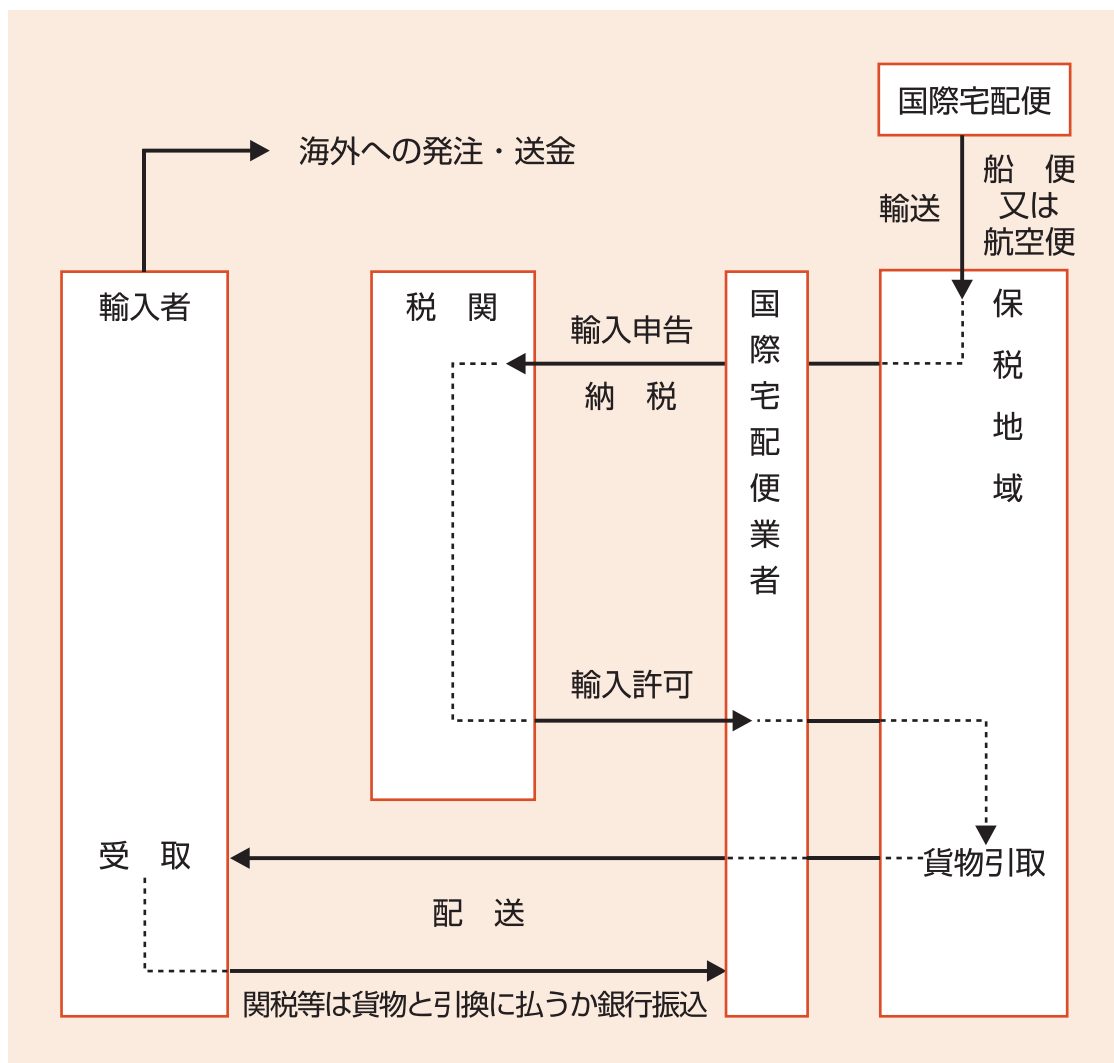
3

3. 取引先から国際宅配便により輸入する場合

国際宅配便を利用すると、輸出者から輸入者の店舗や自宅までドア・ツー・ドアで荷物が輸送されます。ただし、国際宅配便業者によって提供するサービスは異なり、容量（縦×横×高さの寸法）や重量の制限、取り扱いがない品目（生鮮品、他法令の手続が必要な品目、危険物など）、輸送を行っていない国や地域などがありますので、詳しくは取扱各社にご確認ください。

通関手続きは、輸出時に作成された航空貨物運送状（Air Waybill）、仕入書（Invoice）、包装明細書（Packing List）などをもとに、国際宅配便業者（通関業者）が代行します。

国際宅配便の通関のフローチャート



出所) 税関ホームページ

4. 仕入者が手荷物として輸入する場合

旅行者の携帯品・別送品（身の回り品、個人的に使用するもの等）については、旅具通関という簡易な手続きによる通関が認められています。販売目的で買い付けた商品や商用サンプルのような商業貨物は、原則として一般貨物と同様の通関手続きが必要ですが、輸入貿易管理令の規定による輸入承認を要しないもので、課税価格の合計額が30万円程度以下のものであれば、旅具通関扱いをすることができます。

旅具通関扱いができない場合は、入国時の税関（旅具部門）で一般貨物の通関の扱いとなる旨を伝え、保税業務を行う通関業者を呼んで貨物を保税地域に搬入します。搬入票を受け取った後、保税地域を管轄する税関で輸入申告を行います。

旅具通関扱いの場合

申告書・添付書類	・ 携帯品・別送品申告書（税関様式C-5360） （輸入許可書が必要な場合は、輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（税関様式C-5340）） ・ 貨物の価格を証明できる書類（仕入書、領収書）など
提出時期	入国時の税関検査のとき
提出先	入国時の税関の旅具通関担当
関税	・ 税関が税額を確定（賦課課税方式） ・ 少額免税扱いとなるもの（課税価格の合計が1万円以下）以外は、すべて課税対象となる（個人用の免税枠20万円の適用はなし） ・ 原則として「入国者の輸入貨物に対する簡易税率」が適用される。税率は、「その他の物品（関税が無税のもの除く）」に該当する場合、関税と消費税を合わせて15%となる。ただし、1個または1組の課税価格が10万円を超える場合や、輸入者が輸入貨物も全部について簡易税率の適用を希望しない場合は、一般の税率が適用される。 ■参考情報：税関ホームページ「カスタムスアンサー7105 携帯品の簡易税率」 https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/keitaijetsuso/7105_jr.htm
手数料	無料
通関の主な手順	「携帯品・別送品申告書」のA面の1.で「③商業貨物・商品サンプル」にチェックし、B面の「その他の品名」欄で、輸入する商品名、数量、価格を記入し、貨物の価格を証明できる書類（仕入書、領収書）を添付し、入国時の税関（旅具部門）に提出する。税関は、「携帯品・別送品申告書」と商品を確認し税額を確定するので、輸入者は関税等を納付し、商品を搬出できる。 輸入許可書が必要な場合は、輸出・輸入託送品申告書で申告を行うと、2通を提出したうち1通が許可書として交付される。

商業貨物は「別送品」とはなりません

渡航先で購入した土産品などを持ち帰らずに別便で送る場合は、帰国時の税関検査の際に、「別送品」として携帯品・別送品申告書で輸入申告を行うことができます。ただし、渡航先で買い付けた商品等の商業貨物を帰国時に別便で送る場合は「別送品」の扱いとはならず、一般の貨物、国際宅配便、国際郵便としてそれぞれ扱われますのでご注意ください。

トピックス：航空危険物に注意！

航空貨物輸送において、人の健康に害を与えたり、航空機運航の安全を脅かしたりするおそれのある物品・物質は「危険物」とみなされ、航空機への積載が規制されています。地上では輸送できる貨物が、危険物として扱われ航空輸送できない場合がありますのでご注意ください。

国際郵便、国際宅配便、航空貨物輸送に係る各社では、航空法や国際的なルールに基づき、引き受けられない危険物を定めています。航空機への積載が禁止されているものもありますが、申告を行い規定に基づいた適切な発送準備をすることにより（定められた量以下を定められた要件にそって梱包する等）、輸送可能となる危険物もあります。詳しくは各航空輸送会社にご確認ください。

<航空危険物となる例>

- 火薬類 ：花火、クラッカー
- 高圧ガス ：ライター用補充ガス、カセットコンロ用ガス、スプレー缶、キャンプ用ガス
- 引火性液体 ：オイルライター、ライター用燃料、ペイント類、接着剤、香水
- 可燃性物質類 ：固形燃料、炭、マッチ
- 酸化性物質類 ：小型酸素発生器、過氧化物／漂白剤
- 毒物類 ：殺虫剤、農薬
- 放射性物質
- 腐食性物質 ：鉛蓄電池（自動車用、非常電源等産業用）、硫酸、水銀（温度計等）
- その他の有害物件：リチウム電池^{注3}、エンジン、ドライアイス、磁石

注3）リチウム金属電池（負極物質が、リチウム金属またはリチウム合金、通常は一次電池）、リチウムイオン蓄電池（二次電池）の総称。

■税関手続きに関する問合せ先：主な税関相談官連絡先

税関手続きに関する相談窓口として、各税関に税関相談官が設置されています。

函館税関	TEL:0138-40-4261	hkd-gyomu-sodan@customs.go.jp
東京税関	TEL:03-3529-0700	tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp
成田税関支署	TEL:0476-34-2128	
東京外郵出張所	TEL:03-5665-3755	
横浜税関	TEL:045-212-6000	yok-sodan@customs.go.jp
名古屋税関	TEL:052-654-4100	nagoya-gyomu-sodankan@customs.go.jp
大阪税関	TEL:06-6576-3001	osaka-sodan@customs.go.jp
神戸税関	TEL:078-333-3100	kobe-sodan@customs.go.jp
門司税関	TEL:050-3530-8372	moji-sodankan@customs.go.jp
長崎税関	TEL:095-828-8619	nagasaki-sodan@customs.go.jp
沖縄地区税関	TEL:098-863-0099	

■参考情報：税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/>

4 関税制度について

商品を輸入する場合、基本的に次のような税金がかかります。

- ・ 関税…課税価格（CIF価格＋加算要素[※]）×関税率
- ・ 消費税…（課税価格＋関税）×消費税率

※加算要素：輸入港までの運送関連費用、ライセンス料、無償提供の部材費など

1. 関税率

関税率は関税定率法に基づき分類された品目ごとに定められています。品目分類と原産国に応じて基本税率、暫定税率（内外の経済状況に応じて基本税率を修正した税率）、特恵税率（開発途上国からの輸入品に適用される税率）、協定税率（WTOで定められた税率）、EPA税率（経済連携協定の締約国の間で定められた税率）といった税率が適用されます。

関税率は「実行関税率表」（税関ホームページ<https://www.customs.go.jp/tariff>）で一覧することができます。適用される関税率の判断が難しい場合は、税関の「事前教示制度」を利用して関税分類を照会することができます。

また、入国者の携帯品や、総額20万円以下の一般貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便に対しては、税額を計算しやすいように簡易税率が設けられています。

2. 事前教示制度

事前教示制度は、輸入を予定している貨物の関税分類（税番）、関税率、原産地認定、関税評価などについて事前に税関に照会を行い、回答を受けることができる制度です。事前教示は、原則として文書による照会を受け、文書により回答することで行われます。

文書（事前教示に関する照会書）による照会には、事前教示回答書（3年間有効）が交付され、回答書を輸入申告の際に添付すれば、その内容は税関の審査において尊重されます。照会は口頭（電話や税関窓口での照会）やEメールで行うこともできますが、口頭による事前教示の内容は、輸入申告の審査の際に参考情報として扱われるだけで、尊重されるものではありません。

なお、Eメールによる照会は口頭と同様の扱いとなりますが、一定の要件（サンプルの提示を要しない、架空の貨物に係る照会ではない、「インターネットによる事前教示に関する照会書」を画像で送信など）を満たし、文書による照会に準じた取扱いへの切替えを希望した場合は、文書による照会と同様に回答書を受け取ることができます。

■問合せ先：各税関の税関相談官、関税監査官部門など

■参考情報：税関ホームページ「輸出入通関手続きの便利な制度」

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

3. 特恵税率（一般特恵税率・EPA税率）の適用について

「特恵税率」は、特定の国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率で、一般特恵税率と経済連携協定税率があります。

一般特恵（GSP：Generalized System of Preferences）税率：開発途上国及び地域が適用対象

（注）後発開発途上国（LDC）に対しては、ほぼ全ての品目に対して無税が適用され、特別特恵関税という。

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）税率：EPA相手国が適用対象

特恵税率（一般特恵・EPA）を適用するためには、3つの条件を全て満たす必要があります。

- ①輸入貨物に関し、特恵税率（EPA税率、一般特恵関税、特別特恵関税）が設定されていること。
- ②生産された貨物が、原産品であると認められること。（＝原産地基準を満たしていること）
- ③税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方の基準を満たしていることを証明・申告すること。（＝原産地手続）

（注）どのような貨物が原産品と認められるのかの基準を規定した「原産地基準」、日本までの運送について満たさなければならない基準を規定した「積送基準」、特恵税率を適用するための手続を規定した「原産地手続」の3要素を合わせて「原産地規則」と呼びます。

原産地手続の3類型

特恵税率の適用を受ける場合は、輸入申告の際に当該貨物が原産品であることを税関に証明することが必要です。利用する特恵税率で採用されている手続き内容を事前に確認し、書類の準備をしましょう。ただし、課税価格の総額が20万円以下の場合、当該原産国であることが確実に認められるときは、簡易な手続き（仕入書、購入代金受領証等の提示等）により、特恵税率の適用が可能です。

第三者証明制度	輸出者が商工会議所等の公的発給機関に申請して取得した「原産地証明書」を、輸入者が輸入国税関に提出。	一般特恵関税制度、日本のすべてのEPA（ただしTPP11及び日EU・EPAを除く）で採用
自己申告制度	輸入者、輸出者または生産者自らが「原産品申告書」を作成し、輸入者が輸入国税関に提出。輸入申告時には原産品であることを明らかにする書類（明細書、契約書、価格表、製造工程表等）の提出が必要。	日豪EPA（第三者証明制度と併用）、TPP11、日EU・EPAで採用
認定輸出者による自己証明制度	輸出国政府が認定した輸出者が作成した「原産地申告」を、輸入者が輸入国税関に提出。	日スイスEPA、日ペルーEPA及び日メキシコEPAで採用（いずれも第三者証明制度と併用）

■問合せ先：各税関の原産地調査官

■参考情報：税関ホームページ「原産地規則ポータル」

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

原産地認定については、文書による事前教示制度を活用しましょう

輸入を予定している貨物が、一般特恵税率またはEPA税率の適用が可能かどうかを事前に調べるには、文書により税関に照会し、文書で回答を受ける「事前教示制度」が便利です。

<文書による事前教示のメリット>

- ・文書での回答内容は、3年間、輸入通関審査に際し尊重される。
- ・原産地の扱い、特恵関税適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算等に役立つ。
- ・輸入通関においては、原産地認定がスムーズに行われ、貨物の引取が早くなる。

5 | 輸入時に注意が必要な法律は？

日用雑貨を輸入する際には、品目によって、食品衛生法、医薬品医療機器等法などの規定に基づき事前の届出・検査や許可等が必要となるものがあります。また、関税法による輸入禁止品（不正商品等）についても注意が必要です。

本章で説明する法律は、3章で述べたいわゆる他法令に該当するものです（関税法を除く）。なお、6章で示す販売時にかかる法律による規定を満たしていなければ、輸入はできても国内販売することができませんので、輸入前から留意しておきましょう。

1. 外国為替及び外国貿易法（外為法）による輸入管理

－ワシントン条約の規制対象物品を輸入する場合－

日用雑貨のうち、希少な動植物を一部でも使用しているものは、ワシントン条約（CITES：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の対象となるかどうかを確認する必要があります。

ワシントン条約は、野生動植物の保護のため、絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制しており、保護が必要と考えられる動植物を条約附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに分類して、輸入規制の内容を定めています。附属書に掲載された動植物及びこれらを原材料に使用した加工品（はく製、装飾品、彫刻品等）や派生物（漢方薬、化粧品等）は、外為法に基づいて、輸入にあたり経済産業大臣の輸入承認、事前確認または税関長による通関時確認が必要となります。

附属書Ⅰ掲載種の場合 ⇒輸入承認

原則として商業目的の国際取引は禁止されていますが、学術研究目的のもの、商業目的で人工繁殖させたもの及び条約適用前に取得したものなどは、輸入承認を受ければ輸入することができます。輸入承認申請書に輸出国発行のCITES輸出許可書等の必要書類を添えて経済産業省に申請を行い、輸入承認証（I/L）を取得します。通関の際には、輸入承認証、CITES輸出許可書等を税関に提出して確認を受けます。

附属書Ⅱ、Ⅲ掲載種の場合 ⇒事前確認または通関時確認

- ①事前確認：附属書Ⅱ及びⅢ掲載種の国際取引を厳格に規制（輸出禁止等）している国を原産地・船積地とする場合は、確認申請書に輸出国発行のCITES輸出許可書等の必要書類を添えて経済産業省に申請を行い、事前確認書を取得します。通関の際には、事前確認書、CITES輸出許可書等を税関に提出して確認を受けます。
- ②通関時確認：附属書Ⅱ及びⅢ掲載種で事前確認の対象以外の場合は、通関の際に輸出国発行のCITES輸出許可書等を税関に提出して確認を受けます。

なお、通関の際にワシントン条約の対象かどうかを税関に説明するため、原産地証明書やインボイス等の通関書類に、動植物の学術名称、原産国、動植物の由来等を記載しておくとい良いでしょう。

<対象品目例> インドゾウ・アフリカゾウの象牙製品、ワニ・ヘビ・トカゲなどの皮革製品、置物、印材（象牙）、くじゃくの羽を使用したものなど

■問合せ先：経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 野生動植物貿易審査室
TEL：03-3501-1723（直通）

■参考情報：経済産業省ホームページ 貿易管理>ワシントン条約（CITES）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）について

鳥獣保護管理法により、環境省が定める鳥獣（ヤマドリ、オシドリ、タヌキ、テン、イタチ等）の毛皮や羽毛、卵等を加工した製品を輸入する場合には、通関の際に、輸出国政府機関等が発行する適法捕獲等証明書または輸出許可証明書を税関に提出し、確認を受けることが必要です。

■問合せ先：環境省 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 TEL：03-5521-8285（直通）
（手続きについて）環境省地方環境事務所等の野生生物課
<https://www.env.go.jp/region/>

■参考情報：環境省ホームページ自然環境局＞野生鳥獣の保護及び管理＞愛玩飼養・鳥獣等の輸入規制
<https://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

3. 植物防疫法に基づく検査（植物検疫）について

ードライフラワー、ポプリなど植物を使った製品を輸入する場合ー

海外からの植物の病害虫の侵入を防ぐために、植物・植物の加工品を輸入する場合には原則として植物検疫を受けなければなりません。

発送元の国・地域、植物の種類により、日本に持ち込むことができるもの、できないものがそれぞれ細かく定められています。植物や木材で作られている日用雑貨は、加工の程度（虫の付くおそれがあるかどうか等）によって、植物検疫の対象となる場合があります。

購入前に必ず植物防疫所ホームページ（輸入条件に関するデータベース）で確認するか、植物防疫所への問い合わせが必要です。

検疫対象物の輸入者は、「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」に輸出国政府機関が発行する検査証明書（植物検疫証明書）等の必要書類を添えて、輸入港を管轄する植物防疫所に提出します。申請には電子申請システムも利用できます。検査証明書が添付されていない植物は、植物防疫法第6条第1項の規定に基づき廃棄又は返送処分となります。

植物防疫所での書類審査・現物検査の結果、輸入禁止品に該当せず、検疫対象となる病害虫の付着がなければ合格となり、輸入することができます。通関の際には、植物防疫所から発給された植物検査合格証明書、植物輸入認可証明書を税関に提出して確認を受けます。

なお、検疫対象の病害虫が付着していた場合は不合格となり、消毒または廃棄（もしくは返送）の措置がとられます。

<検疫対象とならない例>（輸入植物検疫規程より抜粋）

- ・製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品
- ・籐及びコルク
- ・麻袋、綿、綿布、へちま製品、紙、ひも、綱等の繊維製品及び粗繊維（原綿を含む）であって植物の包装材料として使用されたことのないもの など

<輸入禁止品>（植物防疫法第7条より抜粋）

- ・土または土のついた植物
- ・輸入禁止地域から発送・経由して輸入される特定の植物（植物防疫法施行規則別表2に掲載）

■問合せ先：農林水産省 消費・安全局植物防疫課 TEL：03-3502-5976（直通）
各植物防疫所（横浜防疫所 TEL：045-211-7152）

■参考情報：植物防疫所ホームページ <https://www.maff.go.jp/pps>

4. 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく輸入手続きと販売業の届け出

(注) 2019年の法改正により、2020年12月に肥料取締法から改名。

肥料を輸入するに当たっては、肥料の種類に応じて農林水産大臣または都道府県知事に肥料登録を受けるか届出する必要があります。肥料の種類は、原材料、生産工程、含有している成分の量等により分類されます。

種類		内容	届出・登録
肥料の輸入	普通肥料	輸入普通肥料	肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録。
		外国生産肥料	外国生産業者が該当の肥料を輸入する場合は肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録。当該肥料の外国生産業者又はその国内管理人以外のもので当該肥料を輸入する場合は、事業開始の1週間前までに農林水産大臣に届出。
	指定混合肥料以外	基本的に公定規格（含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量、その他の制限事項）が定められているもの。	
	指定混合肥料	登録された普通肥料、届出された特殊肥料又は指定土壌改良資材をルールに沿って配合した肥料。ルールの範囲内で、材料を使用したもの。造粒等の加工を行ったものを含む。(2020年12月に創設)	事業開始の1週間前までに農林水産大臣へ届出。
特殊肥料	堆肥、動物の排泄物、米ぬか、魚かす等の特殊肥料と特殊肥料を混合した混合特殊肥料(2020年12月に創設)	事業開始の1週間前までに輸入の場所を管轄する都道府県知事へ届出。	
肥料の販売		種類を問わず、肥料を販売する者	販売業務開始後2週間以内に販売事業場を管轄する都道府県知事へ届出。

なお、取り扱う肥料が表中の普通肥料又は特殊肥料に該当しない場合には、農林水産消費安全技術センターへ照会してください。

輸入普通肥料、外国生産肥料及び指定混合肥料の輸入通関に際しては、登録証、仮登録証又は登録、仮登録もしくは届出がなされている旨の農林水産省消費・安全局長の証明書が必要になります。

特殊肥料の輸入通関に際しては、当該特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の証明書が必要です。

販売に際しては、事業場の所在地を管轄する都道府県知事への肥料販売業務開始届出書の届出と、肥料の種類、名称、成分量等を表示した、「保証票」（普通肥料）もしくは「品質表示」（特殊肥料の一部）の添付が必要です。輸入業者には、肥料の名称・数量などの帳簿への記録と保存が義務づけられています。

インターネットオークションやフリマアプリまたは、農産物直売所等で、市販の肥料を小分けで販売する場合も、同法に基づき、「販売業者」として都道府県知事への届出等が必要となります。

■問合せ先：（輸入普通肥料・外国生産肥料の登録・仮登録）

農林水産消費安全技術センター 本部 肥飼料安全検査部肥料管理課 TEL050-3797-1854

（登録外国生産肥料、指定混合肥料の輸入届出）

地方農政局 消費安全部 農産安全管理課

（輸入普通肥料・外国生産肥料・指定混合肥料の証明書）

農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 TEL：03-3502-5968

（特殊肥料の届出・証明書、肥料販売業務の届出）

都道府県庁の肥料担当部署

■参考情報：農林水産省ホームページ「肥料」

https://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/kome/k_hiryo/

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 「肥料・土壌改良資材」

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/index.html>

5. 医薬品医療機器等法に基づく許可、届出、表示等について

ー化粧品けん、歯みがき、シャンプー、入浴剤などを輸入する場合ー

医薬品医療機器等法は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品および再生医療等製品を規制する法律です。日用雑貨の中には、化粧品のように明らかに医薬品医療機器等法の対象となる品目のほかに、「一般的にはいわゆる雑貨（規制対象外）であるが、用途や効能効果の標榜によっては医薬品医療機器等法の規制を受ける」ものがあります。該当するか否かの判断については、事業主が所在する都道府県の薬務主管課にご確認ください。

医薬品医療機器等法の対象品目を輸入するには、まず品目の種類に応じた製造販売業、製造業^{注1)}の許可（医療機器および体外診断用医薬品の場合は登録）を取得することが必要です。これらの業の許可を受けるためには、人的要件（薬剤師等の有資格者の設置など）や品質管理基準、製造販売後安全管理の基準への適合の要件を満たさなければなりません。また、製品については、品目に応じて製造販売承認（認証）や製造販売届が必要で、製造販売承認が必要な品目の場合は、製造業者について外国製造業者認定（医療機器および体外診断用医薬品の場合は登録）を受けることが承認の要件となります。

業の許可の取得、製造販売承認など一連の手続きを終えた後、対象品目を輸入する際には、輸入通関のつど、税関に業認可証の写しと、輸入する品目に関する製造販売承認書、製造販売認証書、製造販売届書のいずれかの写しを提示して通関手続きを行います。

注1) 製造販売業許可は、製品を市場に出荷するために必要な許可で、製造を行うことはできない。医薬品医療機器等法では「包装・表示・保管」も製造行為に含まれるため、国内で製造を行ってなくても製造業許可が必要となる。

● 医薬部外品、化粧品の手続き概要

	品目例	必要な手続き、留意点
医薬部外品	制汗剤、育毛剤、染毛剤、浴用剤、薬用化粧品、薬用歯みがき、傷口の消毒保護剤、蚊取りマット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬部外品製造販売業許可、医薬部外品製造業許可（区分：包装・表示・保管）の取得（申請先：都道府県薬務主管課） ・ 海外の製造所について医薬部外品外国製造業者認定（申請先：医薬品医療機器総合機構） ・ 品目ごとの医薬部外品製造販売承認（申請先：医薬品医療機器総合機構、一部の品目は都道府県薬務主管課） ・ 通関のつど：業認可証の写しと輸入する品目の医薬部外品製造販売承認書、医薬部外品製造販売届書のいずれかの写しを税関に提示
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用できる成分は品目ごとに承認。成分によって配合上限値あり ・ 表示指定成分のみ表示義務あり（日本語で見やすく表示） ・ 効能効果については、承認を受けた効能効果の範囲で、薬理的な表現が可能

化粧品	化粧品石けん、歯みがき、シャンプー、香水、スキンケア用品、メイクアップ用品	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品製造販売業許可、化粧品製造業許可（区分：包装・表示・保管）の取得 （申請先：都道府県薬務主管課） 品目ごとの化粧品製造販売届 （届出先：都道府県薬務主管課） 化粧品外国製造販売業者又は、外国製造業者届書 （届出先：医薬品医療機器総合機構） 通関の都度：業許可証の写しと化粧品製造販売届書の写しを税関に提示
		<ul style="list-style-type: none"> 使用できる成分は化粧品基準に規定 原則として全成分表示(日本語で見やすく表示) 承認を要しない化粧品の効能効果の範囲として、56の表現が指定

このほか、体温計、磁気治療器、ばんそうこう^{注2)}、コンタクトレンズは医療機器として扱われます。
注2) パット部分に殺菌消毒成分を含むばんそうこうは、医薬品・医薬部外品に該当する。

<用途・効能効果の標榜によって医薬品医療機器等法上の取扱いが変わるもの>

- 「はさみ」の場合：文房具、理美容で使用 →雑貨（規制対象外）
手術用 →医療機器
- 「入浴関連製品」の場合：色や香りを楽しむだけなら →雑貨（規制対象外）
肌を整える、皮膚を保護するなら →化粧品（浴用化粧品）
あせも、肩こり、疲労回復に →医薬部外品（浴用剤）
アトピー性皮膚炎に効果がある →医薬品

<医薬品医療機器等法の対象とならない例>

- ・不織布で物理的に花粉を除去する「家庭用のマスク」
- ・ふき取ること、洗い流すことを含めて除菌を標榜する「ウエットティッシュ」
（殺菌による菌の除去を明らかに目的としている場合は、医薬品・医薬部外品に該当）
- ・空間や水に香付けする「芳香剤」
- ・歯ブラシ（歯みがき粉等の成分が付いていないもの）

参考）東京都医薬品医療機器等法講習会資料他

●表示や広告等の制限

医薬品医療機器等法対象品目には、定められた事項（製造販売業者の氏名または名称及び住所、製品の名称、製造番号など）を外から確認できるように直接容器または被包に日本語で表示することが義務づけられています。効能効果を記載する際は、承認を受けた範囲を逸脱してはならないなど、品目に応じた制限があるので注意が必要です。詳しくは都道府県薬務主管課のホームページ等をご参照ください。

また、医薬品医療機器等法では、医薬品等に関する虚偽または誇大な広告等を禁止しています。虚偽・誇大であるかどうかの判断は個々の事例について行われますが、判断・指導の基準として「医薬品等適正広告基準」（厚生省薬務局長通知）が出されています。

5

■問合せ先：（業の許可等について）事業所を管轄する都道府県の薬務主管課
（承認申請、審査について）独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）
（確認済輸入報告書（薬監証明）について）関東信越厚生局または近畿厚生局
※東京都の医薬品医療機器等法の該当性についての問合せ先：

東京都 福祉保健局 健康安全部 薬務課 監視指導担当 03-5320-4512

■参考情報：独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）ホームページ「医薬部外品」

<https://www.pmda.go.jp/pnavi-07.html>

関東信越厚生局ホームページ「医薬品等の輸入手続きについて」

<https://kousei-yoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/jiji/yakkanhp-kaishu-2016-3.html>

厚生労働省ホームページ「医薬品等の広告規制について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/koukokukisei/index.html

東京都福祉保健局ホームページ「医薬品等の広告規制について（医薬品医療機器等法）」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukou/>

6. 銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）による規制

－刀剣類、玩具銃の輸入について－

銃刀法により、銃砲及び刀剣類の所持は原則として禁止されており、輸入については、所持の許可を受けた者など特定の場合のみ認められています。

刃物が、銃刀法が定める刀剣類（刃渡り15cm以上の刀、刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち、45度以上に自動的に開刃する飛出しナイフ等）に該当する場合は、輸入通関時に以下の書類が必要です。

- 1) 一般の刀剣類の場合：都道府県公安委員会が交付する「刀剣類所持許可証」
- 2) 美術品・骨董品として価値のある刀剣類の場合：都道府県教育委員会の登録証または登録可能証明書

また、銃や刀剣類は輸入貿易管理令により経済産業省の承認を受けなければ輸入できません。

包丁、調理用ナイフ、はさみなど仕事や日常生活上の道具として使用する刃物は、刀剣類に該当しませんが、アウトドア用のナイフの中には、形状によって刀剣類に該当するものがあるのでご注意ください。

玩具銃（モデルガン、エアースoftガン^{注3}）等の中にも、模造けん銃、模造銃器として銃刀法の規制を受け、所持・輸入が禁止されているものがあります。

注3）エアースoftガンとは、低空気圧または低圧ガスによってプラスチック製のBB弾と呼ばれる球形の玩具弾を発射する、銃器を模した玩具銃の一種。

■参考情報：税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/> > カスタムスアンサー

「1808銃砲刀剣類所持等取締法に基づく輸入規制の税関における確認内容」

東京税関ホームページ 刀剣類

https://www.customs.go.jp/tokyo/youubin/12touken_n.htm

警視庁ホームページ「刃物の話」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/drug/hamono/hamono.html>

警視庁ホームページ「モデルガン、エアースoftガンについて」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/drug/kenju/modelgun.html>

7. 高圧ガス保安法の適用除外の確認

－エアゾール製品等（スプレー缶等）を輸入する場合－

高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスとその容器の製造や貯蔵、運搬、取扱い等を規制しています。高圧ガスとその容器を輸入する際には輸入検査が義務づけられていますが、家庭で使用されているエアゾール製品^{注4)}は、ガスの量や取扱い等からみて危険性が少ないため、規制対象とならないか、適用除外^{注5)}の扱いとなることがほとんどです。

適用除外に該当する場合は、通関の際に、輸入者が適用除外要件に合致していることを確認した試験成績書を添付することが必要です。輸入許可の際に、成績書に税関の確認印が押捺されて輸入者に交付されます。

なお、適用除外の要件として表示が定められています。エアゾールの種類に応じて表示すべき事項（「火気と高温に注意」等の文字、使用上・保存上・使用後の注意事項、使用するガスの種類・名称など）を、所定の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されていることが必要です。通関前には表示がなくてもかまいませんが、通関後速やかに表示を行わなければなりません。

また、エアゾール製品の内容物によっては、消防法に基づく表示も必要となります^{注6)}。

注4) エアゾール製品とは：内容物と噴射剤（液化ガスまたは圧縮ガス）を弁を持つ容器に封入し、ガスの圧力によって内容物を霧状や泡状等にして放出させる製品

注5) 高圧ガス保安法の適用除外となる「エアゾール製品等」とは：

要件：内容積1リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度35℃において圧力0.8メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く）である場合にあっては2.1メガパスカル）以下のもののうち経済産業大臣が定めるもの。具体的には、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条に要件が定められている。

具体例：エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス。

注6) エアゾール製品の内容物が消防法の定める危険物に該当する場合、その容器の外部に、原則として危険物の品名、危険等級及び化学名、危険物の数量、収納する危険物に応じた注意事項（火気厳禁等の文字）を表示することが必要である。

表示例

火気と高温に注意

高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。

1. 炎や火気の近くで使用しないこと。
2. 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。
3. 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当る所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。
4. 火の中に入れてないこと。
5. 使い切って捨てること。

高圧ガス：使用するガスの種類（ガスの名称を表示する）

■問合せ先：（手続きについて）都道府県の高圧ガス保安法担当部署

■参考情報：経済産業省ホームページ「エアゾール製品等（スプレー缶、ライター等）の輸入の取扱いについて」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/kisei/eazoru.html

（一社）日本エアゾール協会ホームページ「輸入品検査について」

<https://www.ciaj.or.jp/import.html>

8. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）について

化審法は、人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的としています。

化審法における化学物質は、「第一種特定化学物質」「第二種特定化学物質」「監視化学物質」「優先評価化学物質」「一般化学物質」「新規化学物質」に分類され、これらの区分によって、輸入にあたって必要となる手続が異なります。

一般化学物質（既存化学物質）の輸入通関には、官報告示の類別整理番号（官報公示整理番号、化審法番号、MITI番号ともいわれる）を輸入申告書またはインボイスに記入する必要があります。

一般化学物質（公示化学物質）、優先評価化学物質、監視化学物質の輸入通関には、官報告示の通し番号と類別整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入する必要があります。

（注）：化審法における化学物質とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物のことであり、同法の対象となる化学物質は、一般工業化学品に用いられる物質が対象。ただし、化審法と同等以上に厳しい規制（毒物及び劇物取締法、医薬品医療機器等法、食品衛生法等）が講じられている場合は除く。

化審法上の分類	内容	主な規制
第一種特定化学物質 (33物質)	難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質	製造・輸入許可制（事実上使用禁止）
上記を含む政令指定製品	例：潤滑油、塗料、接着剤、防腐剤、防虫剤	政令指定製品の輸入禁止
第二種特定化学物質 (23物質)	高蓄積性の性状を有さないものの、長期毒性（人又は生活環境動植物）を有する化学物質のうち、相当広範な地域の環境において相当程度環境中に残留している又はその見込みがある化学物質	・製造・輸入（予定及び実績）数量、用途等の届出義務 ・必要に応じて製造・輸入予定数量等の変更命令あり
上記を含む政令指定製品	例：塗料、接着剤、洗浄剤、防腐剤、防虫剤	政令指定製品の表示義務。
監視化学物質 (38物質)	長期毒性の有無は明らかではないが、難分解性、高蓄積性を有することが明らかであるものが存在し、第一種特定化学物質に該当する可能性がある化学物質	・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出義務 ・取扱事業者に対する情報伝達の努力義務
優先評価化学物質 (226物質)	化学物質の製造・輸入数量などを踏まえ、リスク評価を優先的に行う物質。	・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出義務 ・取扱事業者に対する情報伝達の努力義務
一般化学物質 (およそ28000物質)	本法制定以前に製造・輸入が行われていた「既存化学物質」と「新規化学物質」として届出られた後に公示された「公示化学物質」	政令で定める数量以上の製造・輸入を行う場合、製造・輸入数量、用途等の届出義務
新規化学物質	日本において新たに製造・輸入される化学物質。官報告示の類別整理番号のないもの。	あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣に届出し、事前審査又は確認を受け、化学物質の区分の決定と官報告示の類別整理番号を取得する。

（出所）経済産業省資料をもとにミプロ作成
（2020年4月）

化審法の手続きが必要かどうかは、経済産業省の「簡易化審法判定フロー」でご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/flow.html

化審法の対象とならない「製品」

合成樹脂製什器等の成型品と輸入後小売店でそのまま販売する商品形態で輸入される化学物質の混合物は、「化審法運用通知」1(4)により、化審法で対象となる化合物とはせず、製品とみなして扱いますので、化審法の手続きは不要となります。

ただし、第一種特定化学物質を含む政令指定製品は輸入禁止、第二種特定化学物質を含む政令指定製品は定められた手続きが必要です。

- ① 成型品：固有の商品形状を有するものであり、使用中に組成や形状が変化しないもの
例：樹脂製ボトル、什器、板、管、棒、フィルム
- ② 小分けされた化学物質の混合物：必要な小分けがされた状態であり、表示等の最小限の変更により、店頭等で販売される形態になっている混合物
例：・顔料入り合成樹脂塗料、家庭用洗剤、チューブに充填された接着剤やコーティング剤
・ボールペンのインク（補充用の芯を含む）、専用カートリッジに充填されているプリンタ用のインク、小売り用の万年筆のインクは、文房具や機械製品の最終製品に組み込まれたものとして扱う。
通常小売されないような大容量の業務向けのインク、ペンキ、塗料等は「化合物」として扱い、化審法の手続きが必要。

(出所) 経済産業省「化学物質審査規制法 Q&A 2-09,2-16,2-17,2-18,2-20」をもとにミプロ作成

■問合せ先：経済産業省製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室
03-3501-0605（直通）

■参考情報：

- ・経済産業省「化審法について」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/question.html
- ・経済産業省「化審法の対象物質一覧」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/substance_list.html
- ・経済産業省「化学物資の輸入通関手続き」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html
- ・化審法の官報公示整理番号は、物質名、CAS登録番号等から、以下で検索できます。
化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）
https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
化審法データベース（J-CHECK）
https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

9. 食品衛生法に基づく輸入届出について

—食品に直接接触する器具、乳幼児用おもちゃ等を輸入する場合—

食品衛生法は、国民の健康の保護を図ることを目的に、食品の安全性確保のために必要な規制等を定めています。日用雑貨のうち、食器^{注7)}やカトラリー類、調理用なべ・フライパンといった食品に直接接触する器具、乳幼児用おもちゃ^{注8)}、食品の容器包装及び食品用洗剤^{注9)}は、人体への安全性確保のため、食品と同様に食品衛生法の規制を受けます。

これらを国内で販売または営業上使用するために輸入する場合、輸入者は、輸入の都度厚生労働省検疫所に「食品等輸入届出書」を提出することが義務づけられています。なお、食品用洗剤は同法に基づき成分規格と使用基準が定められていますが、輸入届出は不要です。

輸入届出

「食品等輸入届出書」に関係書類（用途、形状、色柄、材質が確認できる書類、自主検査の試験成績書等）を添えて厚生労働省検疫所に提出します。電子手続による届出も可能ですが、あらかじめ厚生労働省に機器等を登録することが必要です。

届出を受けた検疫所では、輸入する製品に有毒・有害な物質が含まれていないか、食品衛生法に基づく規格基準に適合しているかなど安全性について確認します。例えば器具については、原材料の一般規格、原材料の材質別（ガラス、陶磁器、合成樹脂製等）規格及び製造基準等が、乳幼児用おもちゃについては原材料の規格、製造基準が定められています。

書類審査・検査の結果、適法（＝合格）と判断され手続きが完了すると、届出済印が押捺された届出書が返却されますので、通関の際にこれを税関に提出して確認を受けます。

注7) 食器の形状をしていても、食器として使わない鑑賞専用の絵皿や置物は、食品衛生法の手続きが不要となる。詳しくは厚生労働省検疫所に確認のこと。

注8) 乳幼児（6歳未満が目安）が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するもの。「乳幼児が直接口にするおもちゃ」のほか、がん具アクセサリ、人形、乗物がん具、ブロックがん具、ボール等やこれらと組み合わせて遊ぶおもちゃが指定されている。

注9) 食品用洗剤とは、野菜、果実、飲食器の洗浄に用いる洗剤（専ら飲食器の洗浄用とするものを除く）。家庭用品品質表示法の定める洗剤（主な洗浄作用が酸、アルカリ、酸化剤によるもの）とは定義が異なる。

■問合せ先：厚生労働省検疫所 食品監視課 輸入届出受付窓口

■参考情報：厚生労働省ホームページ 輸入食品監視業務＞輸入手続

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>

厚生労働省ホームページ「器具・容器包装、おもちゃ、洗剤に関する情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

10. 知的財産侵害物品の輸入規制

関税法では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを侵害する物品や、不正競争防止法第2条第1項1号～3号までに掲げる行為（商品や営業主体の混同行為、他人の著名表示の不正使用行為、他人の商品の形態模倣行為）を組成する物品などを「輸入してはならない貨物^{注10)}」として定めています。

このような知的財産権を侵害する物品には、商標権利者の許諾を得ずにその登録商標等を付した商品、ブランド品のコピー商品、偽キャラクター商品などがあり、それらは「真正商品」に対して一般的に「不正商品」と呼ばれています。不正商品は輸入できません。また、場合によっては輸入者に処罰が課されることがあります。

注10) このほか、薬物、銃器、爆発物、毒物、偽造紙幣・カード、公安・風俗を害する書籍等の、いわゆる社会悪物品やテロ関連物品が「輸入してはならない貨物」として定められている（関税法第69条の11に規定）。

■問合せ先：輸入港を管轄する税関（参照p.8）

日用雑貨を扱う際に留意すべき知的財産

日用雑貨を輸入販売する際には、たとえブランド品ではなくても日本においてその名称が商標登録されていないか、デザインが意匠登録されていないか、機能が実用新案登録されていないか、といった知的財産権侵害リスクに関する確認を多面的に行う必要があります。

まず、その商品に日本において保護される知的財産権が存在するかどうかについて調べます。日本に知的財産権が存在する場合、その権利者の許諾を受けずに輸入することは並行輸入となりますので、次は知的財産権ごと、権利侵害とはならない並行輸入に求められる要件を確認し、今回の商材が合致するかどうか検討しましょう。また、不正競争防止法に規定される不正競争行為についても留意する必要があります。

知的財産権を侵害する商品を輸入販売した場合、輸入や国内販売の差止などや権利者に対する損害賠償責任を負う可能性があります。さらに犯罪性が認められると刑事罰を負うこともあります。

◎デザイン・形状について

ゲーム機や食器、髪飾り、美容・健康器具等の様々な商品に、意匠権や著作権が存在することがあります。また、すでに日本で販売されている商品の形態をデッドコピーした商品の販売が不正競争防止法に規定される形態模倣行為に相当するとして、規制を受けることもあります。

その他、生活便利グッズやお弁当用使い捨て容器など、意外な商品に実用新案権が存在することがあるので注意しましょう。

◎キャラクター商品について

キャラクターの図柄や名前を付した商品には、著作権や商標権が存在することがあります。また、知名度のあるキャラクターが描かれた商品は、不正競争防止法に規定される周知表示混同惹起行為に相当するとして規制を受けることもあります。

6 販売時に注意が必要な法律は？

日用雑貨を販売する際には、品目によって表示、技術基準への適合、有害物質の含有等について国内法令に基づく規制が定められているものがあります。また、通信販売やインターネット販売等を行う際には、特定商取引に関する法律に従って販売しなければなりません。

商品の容器包装についても、種類によっては資源有効利用促進法による識別マークの表示等が定められています。

1. 家庭用品品質表示法に基づく表示について

家庭用品品質表示法は、消費者に対して商品の品質等に関する適正な情報を提供するために、「品質表示の必要な家庭用品」を指定して、対象品目ごとに表示すべき事項や、表示の際に遵守すべき事項を定めています。指定品目を消費者に対して販売する場合は、輸入品であっても定められた表示を行わなければなりません。

日用雑貨関連品目の具体的な表示については、合成樹脂加工品品質表示規程または雑貨工業品品質表示規程に定められています。表示は、日本国内に営業拠点のある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者^{注1}）のいずれか）が行います。

注1）表示業者とは、製造（輸入）業者または販売業者の委託を受けて表示を行う者のこと。

対象品目

日用雑貨では以下のような品目が対象となっています。業務用の商品や非売品は対象外ですが、一般消費者に対して販売する可能性がある商品については表示が必要となります。

表示事項及び表示方法

定められた表示事項（参照p.37～p.39）の他に、表示者名（氏名または名称）と連絡先（住所または電話番号）^{注2}）を付記し、消費者の見やすい箇所にわかりやすく表示します。

表示部分、文字の大きさに決まりはありません（「まぜるな危険」等の表示については別途規定有り）。表示は日本語で行います。

注2）表示者名は、社名・団体名または法人登記された正式名称とし、商標やブランド名は認められない。

電話番号は、フリーダイヤルは認められているがFAXや携帯電話等は認められていない。

表示例

水筒

原料樹脂	本体	ポリエチレン
	ふた	ポリプロピレン
耐熱温度	本体	110度
	ふた	120度
容量	500	ミリリットル
取扱い上の注意		
○火のそばに置かないでください。		
○冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがあります。		
ABC樹脂株式会社		
TEL 03-9999-9999		

歯ブラシ

柄の材質	AS樹脂
毛の材質	天然毛（豚毛）
毛の硬さ	やわらかめ
耐熱温度	80度
〇〇××株式会社	
東京都千代田区〇〇町××番地	
TEL 03-9999-9999	

■問合せ先：消費者庁 表示対策課 TEL：03-3507-8800（代）

経済産業省 産業保安グループ製品安全課 TEL：03-3501-4707（直通）

地方経済産業局 製品安全室

■参考情報：消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

2. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律について

－家庭用の洗浄剤、エアゾル製品、接着剤等を販売する場合－

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」は、家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するために必要な規制を行っています。有害物質として定めた化学物質ごとに対象となる家庭用品を指定し、その含有量、溶出量、発散量について基準を定めています。

家庭用品の輸入事業者は、家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、健康被害が生ずることがないようにしなければなりません。

有害物質が基準値以下かどうかを検査して、事前に審査を受ける旨の規定はされていませんが、法第5条で基準に適合しない家庭用品の販売または販売目的の陳列は禁止されているため、製造・輸入する事業者においては当該家庭用品が基準に適合しているかどうかを確認する必要があります。確認方法としては、以下の方法等が考えられます。

- ①最終製造物について、検査機関に検査を依頼又は自社の検査施設で実際に検査する。
- ②原材料のメーカーに、原材料が基準値に適合しているか確認してもらう（製造工程で原材料に化学的な処理を加えない場合に限りです。）。

(注) 上記の確認方法は例示であり、これが全ての確認方法というわけではありません。

消費者に健康被害が生ずるおそれがある場合、厚生労働大臣または都道府県知事は、当該製品の回収等の必要な措置を命ずることができます。さらに対象となっていない家庭用品についても、重大な健康被害が生じている場合には同様の措置がとられます。

●有害物質を含有する家庭用品の規制対象（繊維製品を除く）

有害物質	対象家庭用品
塩化水素、硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの
塩化ビニル	家庭用エアゾル製品 ^{注3)}
4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール（略称：DTTB）	家庭用毛糸
ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン	(1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 (2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材
水酸化カリウム、水酸化ナトリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用の洗浄剤
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用の洗浄剤
トリフェニル錫化合物	家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨、くつクリーム
トリブチル錫化合物	家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨、くつクリーム
ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名：デイルドリン)	家庭用毛糸
ホルムアルデヒド	かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤
メタノール（別名：メチルアルコール）	家庭用エアゾル製品
有機水銀化合物	家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス、くつ墨、くつクリーム

(出所) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則 別表第一」

注3) 「家庭用エアゾル製品」とは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、噴射剤の有無にかかわらず、使用時にその内容成分が噴射され、エアゾル状態になる製品。(煙や霧のように気体の中に多数の微粒子が浮遊している状態をエアゾル状態という)

■問合せ先：厚生労働省 医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室 TEL：03-5253-1111（内線2425）

■参考情報：厚生労働省ホームページ「家庭用品の安全対策」

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>

3. 消費生活用製品安全法について

消費生活用製品安全法は、一般消費者が生活に用いる製品で、他の法令（医薬品医療機器等法、高圧ガス保安法等）で個別に安全規制が設けられていない製品（消費生活用製品）^{注4}の安全性確保を図っています。人の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品は、特定製品として定められ、その安全性について規制が設けられています。日用雑貨では、使い捨てライター、レーザーポインター、家庭用圧力なべ及び圧力がま等が、特定製品に指定されています。

また、同法の製品事故情報報告・公表制度により、消費生活用製品による重大製品事故が起きた場合には、事故の発生を知った日から10日以内に消費者庁に報告することが義務づけられています。輸入販売に際して特に規制がない日用雑貨であっても消費生活用製品に該当し、本制度の対象となります。

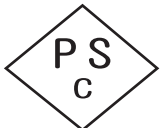

注4) 業務用であっても、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で一般家庭でも使用できるような製品は、消費生活用製品に含まれる。

特定製品に対する規制

特定製品の輸入事業者は、事業開始に先立って経済産業大臣または所轄の経済産業局長に事業の届出を行います^{注5}。また、特定製品を技術基準に適合させ、自主検査を実施して検査記録を作成・保存し、PSCマーク等所定の表示を行うことが義務づけられています。特別特定製品（特に危険の発生するおそれの高い特定製品）の場合は、さらに登録検査機関による適合性検査の受検と証明書の保存が必要です。

特定製品に該当する品目は、PSCマーク等所定の表示を付したものでなければ、販売または販売目的で陳列することはできません。

注5) 事業の届出にあたり、事業者が損害賠償責任保険契約の被保険者となることが条件となっている。

特別特定製品	特別特定製品以外の特定製品
乳幼児用ベッド（ベビーベッド） 携帯用レーザー応用装置（レーザーポインター、レーザー照準器、レーザー光を放出するおもちゃ） 浴槽用温水循環器（ジェット噴流バス、24時間風呂等） ライター（使い捨てライター、多目的ライター） 	乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付き自転車用ヘルメット） 家庭用圧力なべ及び圧力がま 登山用ロープ（身体確保用） 石油給湯機 石油ふるがま 石油ストーブ 

■問合せ先：経済産業省 産業保安グループ製品安全課 TEL：03-3501-4707（直通）
 地方経済産業局 製品安全室

■参考情報：経済産業省ホームページ「消費生活用製品安全法のページ」
https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

製品事故情報報告・公表制度

消費生活用製品安全法では、消費生活用製品の輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知った日から10日以内に消費者庁に報告することを義務づけています。

対象となる事故の範囲は、死亡、重傷病（治療期間30日以上）、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災（消防が確認したもの）で、製品の欠陥によって生じたものではないことが明らかでない限り、製品事故に該当します。つまり、消費者の誤使用が原因と考えられる事故でも、誤使用を誘発させる要因（注意表示の不備等）がある場合には製品事故となるので、報告が必要です。

報告された事故の内容等は、直ちに一般消費者に公表されます。また、事故の再発防止のため、輸入事業者は事故原因を調査し、必要に応じて製品の自主回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

なお、重大製品事故以外の製品事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度の中で情報収集することとなっています。

■問合せ先：消費者庁 消費者安全課 TEL：03-3507-9204（直通）

■参考情報：経済産業省ホームページ「製品事故情報の報告・公表制度」

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/lecture.html

SGマークについて

（一財）製品安全協会では、消費生活用製品のうち、構造、材質によっては危険を生ずるおそれがある製品について安全性の確保に必要な基準（SG基準）を定め、SG基準に適合したものと認証された製品にはSGマークの表示を認めています。任意の制度ですが、乳幼児用品、福祉用具など112品目を対象に認証が行われ、消費者や流通業者の商品選択の目安となっています。

SGマークには1億円を限度として対人賠償保険が付いており、SGマーク付きの製品の欠陥により万一人身事故が起こった場合は、製品安全協会が中立・公正な立場で判定を行い、損害賠償措置を行っています。

問合せ先：（一財）製品安全協会 TEL：03-5808-3302 <https://www.sg-mark.org/>



おもちゃのマークについて

（一社）日本玩具協会は、業界自主基準として玩具安全基準（ST基準）を定め、14才までを対象とした玩具に対して、形状や強度、材料の安全性等で基準に適合したものには、ST（Safety Toys）マークの表示を認めています。

STマークを表示するためには、事業者が日本玩具協会とSTマーク使用許諾契約を締結したうえで、指定する検査機関においてST基準によるサンプル検査を受検し、合格しなければなりません。

なお、STマーク付きの玩具で万一事故が起こった場合に備えて賠償責任補償救済制度が設けられており、STマーク契約者に加入を義務づけています。

問合せ先：（一社）日本玩具協会 TEL.03-3829-2513 <https://www.toys.or.jp/>

STマーク(例)



4. 電気用品安全法について

ー電気用品を販売する場合ー

電気用品安全法は、電気用品による危険及び障害の発生防止を目的として、電気用品457品目を指定し、輸入販売に対する規制を行っています。日用雑貨のうち、一般家庭用のコンセントから直接電源を取るものは、電気用品に該当しないかどうかを確認する必要があります。

電気用品の輸入事業者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から30日以内に経済産業大臣または所轄の経済産業局長に事業の届出を行わなければなりません。届出は、輸入する電気用品の型式の区分^{注6)}ごとに行います。また、電気用品を技術基準に適合させ、自主検査を実施して検査記録を作成・保存し、PSEマーク等所定の表示を行うことが義務づけられています。特定電気用品（特に危険の発生するおそれの高い電気用品）の場合は、さらに登録検査機関による適合性検査の受検と証明書の保存が必要です。

電気用品に該当する品目は、PSEマーク等所定の表示を付したものでなければ、販売または販売目的で陳列することはできません。

注6) 型式の区分とは、電気用品の区分ごとにリストされた品名の各要素（特徴）の組み合わせの一つ一つである。施行規則第4条別表第二に定められている。

<対象となる例>

電熱式・電動式おもちゃ、おもちゃ用変圧器、ACアダプター、リチウムイオン蓄電池、LED電球等
※乾電池で動くものは対象ではありません。

取り外し可能なACアダプターを通して電源をとる機器の本体は対象ではありません。

PSEマーク
(特定電気用品)



PSEマーク
(特定電気用品以外)



■問合せ先：経済産業省 産業保安グループ製品安全課 TEL：03-3501-4707（直通）
地方経済産業局 製品安全室

■参考情報：経済産業省ホームページ「電気用品安全法のページ」

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

5. 微弱無線機器について

－電波法に基づく免許が不要な製品を販売する場合－

電波の日本国内での利用方法について定めた法律が電波法です。

無線機器の使用には、原則として無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

電波法では、以下のように免許が不要な無線局を定めています。

①特定の種別に該当する小電力の無線局

電波法の証明機関に申し込み、書類審査と試験を受け、製品に技適マークが必要です。

製品例：WiFi 機器、Bluetooth 機器、家庭用コードレス電話

* 詳細は、ミプロ冊子「家電製品輸入の手引き」の P26「電波法、電気通信事業法に基づく技適マーク」及び冊子「無線通信を使用する製品の輸入・販売」を参照ください。

②発射する電波が微弱な無線局（微弱無線機器）

著しく弱い電波を利用するため、雑音電波レベルの高い場所では通信できない場合があり、一般的に至近距離でしか利用できません。

国が証明する制度はなく、自己責任での対応となりますが、微弱無線のレベルを逸脱したものを使用すると、不法無線局になり、罰せられます。

製品例：ワイヤレススピーカ、ワイヤレスヘッドフォン、FMトランスミッター、リモコン、トランシーバー、ラジコン、防犯センサ、防犯カメラ、盗難警報機、ベビーカメラ、おむつセンサ、忘れ物防止ブザー、釣り用センサー

* 任意ですが、民間団体に試験をして証明することができます。詳細は、ミプロ冊子「無線通信を使用する製品の輸入・販売」の P4 を参照ください。

総務省では、消費者が基準を満たさない無線設備を購入・使用して電波法違反（無線局の不法開設）となることや他の無線局に混信その他の妨害を与えることを未然に防止することを目的に、微弱無線設備として販売されている無線設備を購入し、その電波の強さの測定を行う試買テストを毎年度実施しています。2019年度の調査結果ではテスト品の9割以上が不適合となり、総務省は基準を満たさなかった無線設備の製造業者、販売業者又は輸入業者に対して、電波法に定める技術基準に適合しない無線設備を製造・輸入又は販売しないことを求めています。

海外製品の中には、日本の電波法の基準を満たさず、そのままでは日本国内で使用できないものが多数存在します。電波法違反とならないよう、輸入・販売にあたっては注意が必要です。

■参考情報：総務省ホームページ

「技適マーク、無線機の購入・使用に関すること」

https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/giteki_mark/

「微弱無線局の規定」

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/rule/index.htm>

6. 計量法について

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

商品量目制度

日常的に質量や体積などで取引される消費生活関連の製品（食品等29種類）を特定商品として指定し、これらを法定計量単位で示して販売する際は、計量法で定める誤差（量目公差）を超えないように計量することを義務づけています。さらに、特定商品のうち政令で定めるもの（油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー（塗料用のもの）、家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー）を密封包装して販売する場合には、その内容量を表記するとともにその表記した者の氏名・住所を表記しなければなりません。

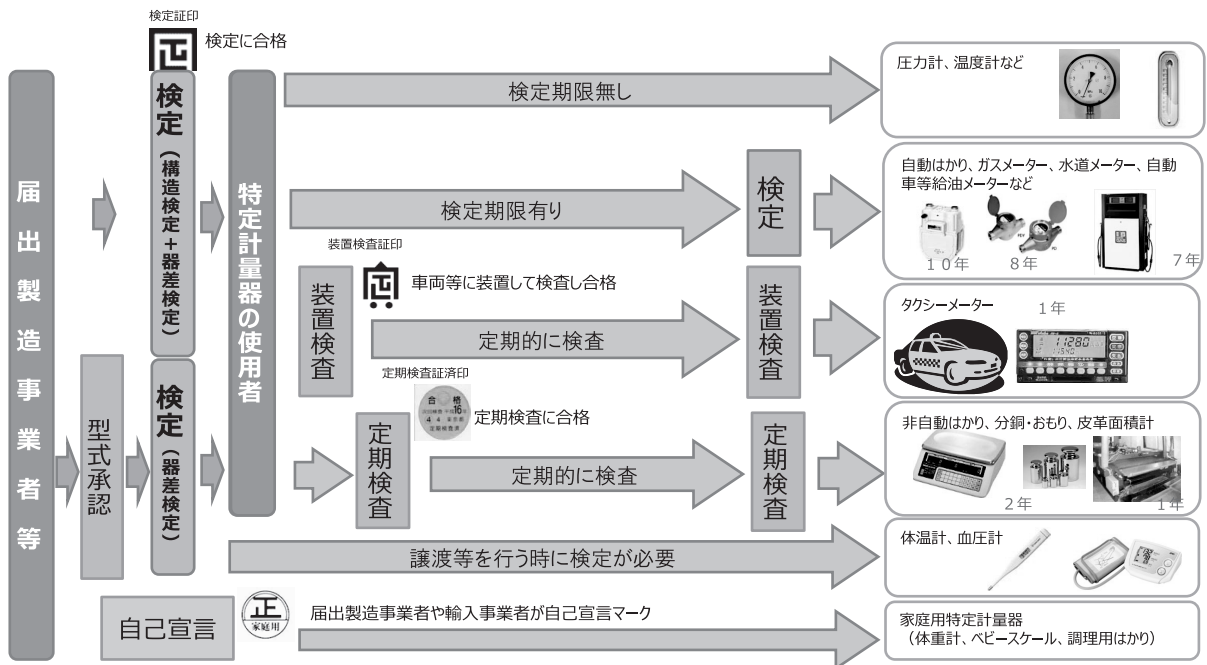
■参考情報：経済産業省ホームページ 計量法における商品量目制度の概要

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/14_gaiyou_ryoumoku.html

特定計量器

特に適正な計量の実施が必要な計量器（体温計、血圧計、温度計等18品目）は「特定計量器」に指定され、公的機関の行う検定に合格したものの以外は取引・証明に使用することはできません。

●特定計量器の検定・検査義務



出所) 経済産業省「計量制度の見直しについて」(2020年6月)

家庭用特定計量器

取引・証明に使用することは想定されないものの一般消費者が日常生活に密着して使用しているような計量器（体重計、ベビースケール、調理用はかり）は「家庭用特定計量器」に指定されています。販売にあたり技術基準（JIS B7613:2015）への適合と家庭用特定計量器技術基準適合マークの貼付けが必要です。



「家庭用特定計量器」の輸入を行った事業者は、前年度の輸入総数（種類、輸入国）を翌年度の4月30日までに事業場の所在地を管轄する都道府県知事宛てに報告しなければなりません。詳細は管轄の計量検定所にお問い合わせ下さい。

■問合せ先：経済産業省 産業技術環境局計量行政室 TEL：03-3501-1688（直通）
計量検定所等一覧（都道府県）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/61_kankeikikan_todouhuken.html

■参考情報：経済産業省ホームページ「計量制度の概要」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/10_gaiyou.html

7. 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）について

景品表示法は、消費者が適正に商品・サービスを選択できるように、不当な表示や過大な景品類の提供を禁止しています。

輸入した日用雑貨を販売する際には、品質（原材料、成分、容量、効能など）、規格（国などが定めた規格、等級、基準など）や原産国の表示について、不当表示とならないように注意することが必要です。

なお、商品・サービスの効果、性能に関する表示について、消費者庁長官は表示の裏づけとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができ、資料の提出がない場合、合理的な根拠を示していない場合は不当表示とみなされます（不実証広告規制）。

不実証広告規制——合理的な根拠のない効果・性能の表示は優良誤認表示

消費者庁長官は、商品・サービスの効果や性能に優良誤認表示の疑いがある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる「合理的な根拠」を示す資料の提出を求められます。資料が提出されない場合、または合理的な根拠を示していない場合は、不当表示とみなされます。

○資料の提出期限

消費者庁長官が資料の提出を求める文書を交付した日から15日を経過するまでの期間

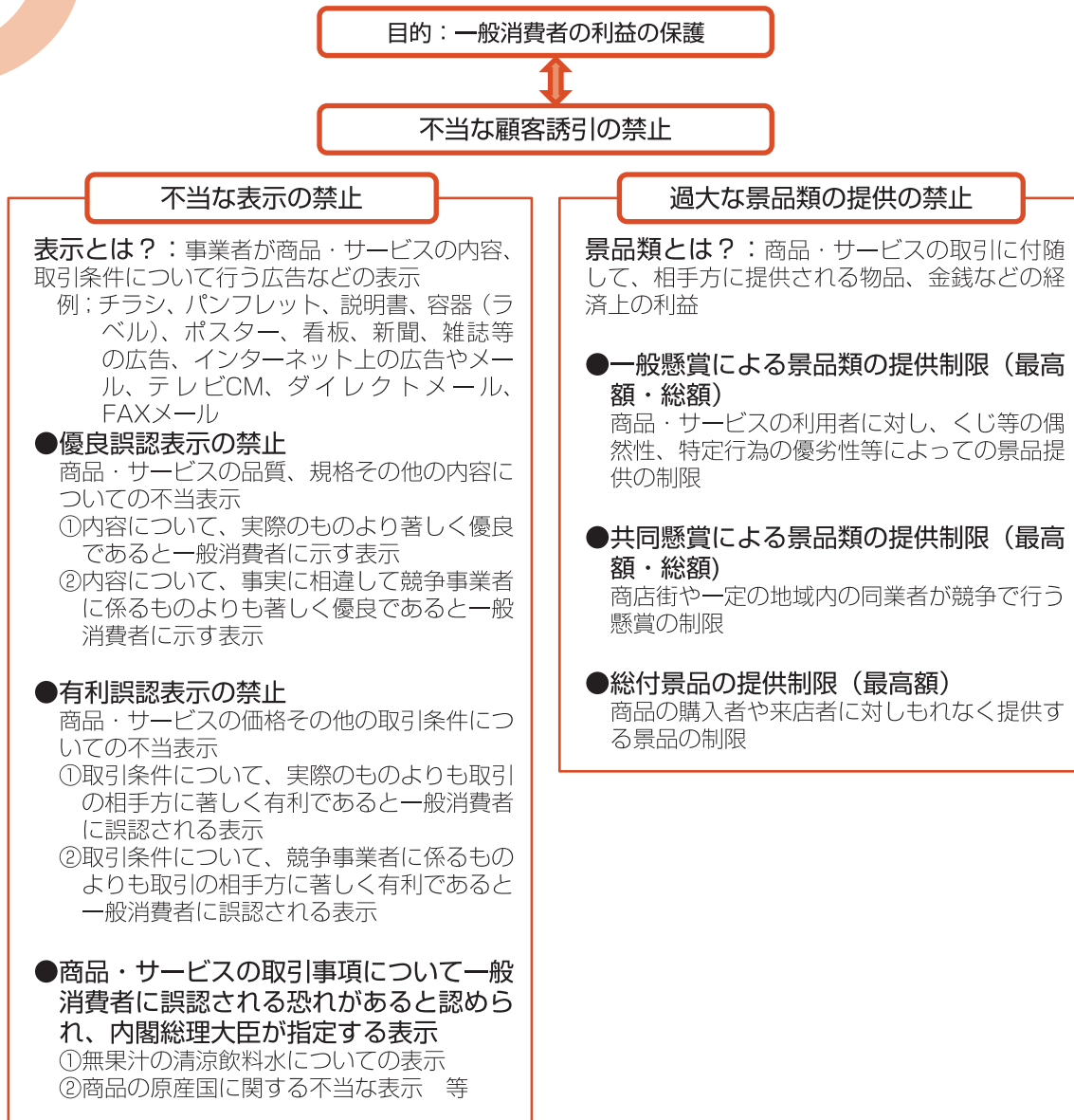
○合理的な根拠の判断基準…次の2つの要件を満たすこと

①提出資料が客観的に実証された内容のものであること

（試験・調査によって得られた結果、または専門家等の見解・学術文献のいずれかに該当するもの）

②表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

●景品表示法の概要



出所）消費者庁ホームページ

原産国の表示について

景品表示法では、消費者に誤認されるおそれがあるとして「商品の原産国に関する不当な表示」を禁止しています。ここでいう原産国とは、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為^{注7)}が行われた国」をいいます。外国産の商品について、以下の表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを消費者が判別することが困難な場合、不当表示となります。

- ①原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- ②原産国以外の国の事業者またはデザイナーの氏名・名称、商標の表示
- ③文字による表示の全部または主要部分が和文で示されている表示

注7) 「商品にラベルを付け、その他の表示を施す」、「商品を容器に詰め、または包装をする」、「商品を単に詰め合わせ、または組み合わせる」、「簡単な部品の組立をする」といった行為は、実質的な変更をもたらす行為にはならない。

■参考情報：消費者庁ホームページ「商品の原産国に関する不当な表示」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_005/

インターネット販売における表示について

消費者向けインターネット販売における表示については、商品選択等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいことから、商品の内容・取引条件についての重要な情報が消費者に適切に提供される必要があります。

消費者庁は、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項（2003年8月）」、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項（2012年5月）」を公表しているので、参考にするとよいでしょう。

■参考情報：消費者庁ホームページ「消費者向け電子商取引表示への取組」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/e_commerce/

事業者の表示管理体制整備等の義務化と課徴金制度

2014年12月、事業者のコンプライアンス強化のため景品表示法が改正され、事業者に対し表示等の適正な管理のために必要な体制の整備、その他必要な措置が義務づけられました（第7条）。必要な措置を講じなかった場合、指導・助言、勧告、公表を受けることがあります。加えて、違反行為を迅速、効果的に規制できるよう、都道府県知事も景品表示法に基づく措置命令の権限を有することになり、行政の監視指導体制が強化されています。

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（2014年11月内閣府告示276号）が定められました。消費者向けの表示をする事業者は、この指針に沿って、その規模や業態、取り扱う商品の内容等に応じて必要な措置をとることが求められています。別添に措置の具体的事例も示されているので、参考にするとよいでしょう。

また、事業者が優良誤認表示、有利誤認表示の規制に違反した場合、「課徴金」を国に支払うように事業者に命じて経済的不利益を課す課徴金制度が、2016年4月1日から導入されています。課徴金納付命令の基本的要件については、「不当景品類及び不当表示防止法第8条に関する考え方」（2016年1月29日）が消費者庁より公表されています。

■問合せ先：消費者庁 表示対策課 TEL：03-3507-8800(代)

■参考情報：消費者庁ホームページ「景品表示法」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

公正競争規約

公正競争規約とは、景品表示法第11条の規定により、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて、事業者または事業者団体が景品類または表示に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。各業界の商品特性や取引の実態に即し、景品表示法以外の関係法令による事項も取り入れた規定となっています。

日用雑貨では、化粧石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用石けん、歯みがき類、スポーツ用品などに、公正競争規約が設定されています。

■参考情報：（一社）全国公正取引協議会連合会ホームページ

https://www.jfftc.org/rule_kiyaku/index.html

8. 特定商取引に関する法律について

ー通信販売やインターネット通販、訪問販売等を行う場合ー

通信販売やインターネット通販、訪問販売等により一般消費者に商品を販売する際には、「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）の規制を受けます。特定商取引法では、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売など7つの取引類型に対して規制を定めています。

通信販売・インターネット通販を行う事業者には、広告に必要な事項（事業者名・住所・電話番号、販売価格・送料、代金支払い方法・時期、返品特約の有無など）の表示、誇大広告の禁止、顧客の意に反して契約の申し込みをさせようとする行為（ワンクリック詐欺など）の禁止などが規定されています。インターネット・オークションについても、一定の要件を満たせば法人・個人を問わず事業者として規制を受けることになります。詳しくは経済産業省ホームページでご確認ください。

■問合せ先：地方経済産業局 消費経済課

■参考情報：消費者庁ホームページ「特定商取引法ガイド」 <https://www.no-trouble.caa.go.jp/>

9. リサイクル関連の法律について

容器包装の識別表示

資源有効利用促進法により、事業者は、容器包装のうち、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等について、分別回収のための識別表示（マーク）を貼付しなければなりません。輸入品も例外ではなく、輸入販売事業者が容器包装の素材もしくは構造、商標使用のいずれかを指示した場合は、国産品と同様に識別マークが必要となります。また、これらの指示がない場合であっても、容器包装の表面に印刷・ラベル、刻印による日本語表示がある場合、識別マークの表示が義務づけられています。



■問合せ先：経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課 TEL：03-3501-4978（直通）

■参考情報：経済産業省ホームページ「資源有効利用促進法＞容器包装の識別表示Q&A」

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq/question.html

小形二次電池のリサイクル

小形二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小形シール鉛蓄電池）には、資源有効利用促進法により分別回収のための識別表示が必要です。小形二次電池の輸入販売業者に対して使用済電池の自主回収及び再資源化が、小形二次電池使用機器（29品目が指定）の輸入販売業者に対して自主回収が義務づけられています。

■参考情報：（一社）JBRCホームページ <https://www.jbrc.com>

モバイル・リサイクル・ネットワークホームページ <https://www.mobile-recycle.net/>

容器包装リサイクル法による再商品化義務

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）により、ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を使用している商品の輸入販売業者は、容器包装を再商品化する義務を負うことになります。ただし、中小企業基本法が定める小規模事業者のうち販売額が一定の額に満たないものには、再商品化の義務はありません。

■参考情報：経済産業省ホームページ「3R政策＞容器包装リサイクル法」

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/index.html

7 参考資料

1. 雑貨工業品品質表示規程に基づく表示事項一覧

品目 (日用雑貨を抜粋)	表示事項	使用上の注意	付記事項	
			表示者の名称・住所又は電話番号	
魔法瓶（中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したもので主として飲用水に用い屋外に携帯するもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のものに限る）	① 品名 ② 実容量 ③ 保温効力 ④ 保冷効力（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限る） ⑤ 材料の種類	○	○	
洋傘	① 傘の生地の種類 ② 親骨の長さ ③ 取扱い上の注意	—	○	
合成洗剤（研磨材を含むもの及び化粧品を除く。）、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤（研磨材を含むものを除く。）	合成洗剤	① 品名 ② 成分 ③ 液性 ④ 用途 ⑤ 正味量 ⑥ 使用量の目安 ◆特別注意事項	○	○
	洗濯用又は台所用の石けん	① 品名 ② 成分 ③ 液性 ④ 用途 ⑤ 正味量 ⑥ 使用量の目安	○	○
	住宅用又は家具用の洗剤	① 品名 ② 成分 ③ 液性 ④ 用途 ⑤ 正味量 ⑥ 使用量の目安 ◆特別注意事項	○	○
住宅用又は家具用のワックス	① 品名 ② 成分 ③ 種類 ④ 用途 ⑤ 正味量 ⑥ 使用量の目安	○	○	
合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用したものを除く）	台所用容器等（ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用氷筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等。椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く）	① 使用材料 ② 耐熱温度 ③ 耐冷温度 ④ 容量	取り扱い上の注意	○
	皿等（椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器）	① 使用材料 ② 耐熱温度	取り扱い上の注意	○
	まな板	① 使用材料 ② 耐熱温度 ③ 寸法	取り扱い上の注意	○
	製氷用器具	① 使用材料 ② 耐冷温度	取り扱い上の注意	○
	食事用の器具等（その他のもの）	① 使用材料 ② 耐熱温度	—	○
塗料	① 品名 ② 色名 ③ 成分 ④ 用途 ⑤ 正味量 ⑥ 塗り面積 ⑦ 使用方法 ⑧ 用具の手入れ方法	取扱い上の注意	○	
ティッシュペーパー及びトイレットペーパー	① 寸法 ② 枚数	—	○	
漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具（木製のものと合成樹脂製のものに限る。）	① 品名 ② 表面塗装の種類 ③ 素地の種類	○	○	
接着剤（動植物系のものとアスファルト系のものを除く。）	① 種類 ② 成分 ③ 毒性 ④ 用途 ⑤ 正味量	取扱い上の注意	○	
強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具	① 品名 ② 強化の種類	取扱い上の注意	○	
ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具	① 品名 ② 使用区分 ③ 耐熱温度差	取扱い上の注意	○	
ショッピングカート	① 袋又はかごの寸法 ② 質量	取扱い上の注意	○	
サングラス（視力補正用のものを除く。）	① 品名 ② レンズの材質 ③ わくの材質 ④ 可視光線透過率 ⑤ 紫外線透過率	○	○	
歯ブラシ（電動式のもの及び使い捨て等、一時的に使用するものを除く。）	① 柄の材質 ② 毛の材質 ③ 毛の硬さ ④ 耐熱温度	—	○	
食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	① 寸法	取扱い上の注意	○	
ほ乳用具	① 品名 ② 材料の種類 ③ 乳首の吸い穴の形状 ④ 瓶の容量	取扱い上の注意	○	
なべ（アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス製のものと銅製のものに限る、容量が10リットルを超えるもの及び加熱装置を有するものを除く。）	① 表面加工（表面加工が施されているものに限る。） ② 材料の種類 ③ 寸法 ④ 満水容量	取扱い上の注意	○	

品目 (日用雑貨を抜粋)		表示事項	使用上の注意	付記事項
				表示者の名称・住所又は電話番号
湯沸かし（アルミニウム製のもの、鉄製でほうろろ引きのもの、ステンレス製のもの及び銅製のものに限り、容量が10リットルを超えるものを除く。急須、水差しは含まれない。）		① 表面加工 (表面加工が施されているものに限る。) ② 材料の種類 ③ 満水容量	取扱以上の注意	○
障子紙		① 製法 ② 材料 ③ 寸法 ④ 枚数（平判式のものに限る。）	-	○
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤		① 品名 ② 成分 ③ 液性 ④ 正味量 ⑤ 使用方法 ◆特別注意事項	○	○
台所用、住宅用又は家具用の磨き剤 (研磨材を含むものに限る。)	クレンザー	① 品名 ② 成分 ③ 液性 ④ 用途 ⑤ 正味量 ◆特別注意事項	○	○
	その他の磨き剤	① 品名 ② 成分 ③ 用途 ④ 正味量	○	○
浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。カートリッジ等についても単体で販売される場合は対象。業務用、非常時用、アウトドア用、浴槽用、シャワー用や河川水や井戸水を原水としているものは除く。）		① 材料の種類 ② ろ材の種類 ③ ろ過流量 ④ 使用可能な最小動水圧（供給された水を貯留して使用するものを除く。） ⑤ 浄水能力 ⑥ 回収率（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。） ⑦ ろ材の取換時期の目安	○	○
たんす		① 寸法 ② 表面材 ③ 表面加工 (表面加工が施されているものに限る)	取り扱い上の注意	○
机及びテーブル		① 外形寸法 ② 甲板の表面材 ③ 表面加工 (表面加工が施されているものに限る)	取り扱い上の注意	○
椅子、腰掛け及び座椅子		① 寸法 ② 構造部材 ③ 表面加工 (表面加工が施されているものに限る) ④ 張り材 ⑤ クッション材	取り扱い上の注意	○
スプリングマットレス 及び ウレタンフォームマットレス	スプリングマットレス	① 構造 ② 寸法 ③ 詰物の材料 (詰め物をくるむために用いる薄い布等を除く) ④ 外装生地組成	使用上の注意	○
	ウレタンフォーム マットレス（ウレタン フォームの部分の 最大の厚さが50mm以 上のものに限る）	① 材料 ② 構造 ③ 寸法 ④ 硬さ ⑤ 復元率 ⑥ 外装生地組成	使用上の注意	○

◆特別注意事項の表示について

<対象品目>

- ①合成洗剤、住宅用又は家具用の洗剤（酸性タイプ）
定められた試験（酸性タイプ）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する場合
- ②住宅用又は家具用の洗剤（塩素系）、衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤、台所用、住宅用又は家具用の磨き剤（クレンザー）
定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する場合

<表示事項及び表示方法>

容器ごとに商品名の記載のある面と同一の目立つ箇所に「まぜるな危険」「酸性タイプ」または「塩素系」、「酸性タイプ（または塩素系）の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨*」の事項をそれぞれ隣接して表示することが必要です。表示事項の文字の色、大きさ、枠囲い等、表示事項が細かく規定されています**。

*塩素系タイプには、「目に入った時にはすぐに水で洗う旨」「子供の手に触れないようにする旨」「必ず換気を良くして使用する旨」を併記する。

**例えば、「まぜるな危険」は、白地に枠囲いが必要。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りで28ポイント以上で表示。「危険」の文字は赤色で42ポイント以上で表示。

まぜるな危険

酸性タイプ

塩素系

2. 合成樹脂加工品品質表示規程に基づく表示事項一覧

品 目		原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	容量	寸法	枚数	取扱い上の注意	表示者名及び連絡先
洗面器、たらい、バケツ、及び浴室用の器具	洗面器	○						○	○
	たらい	○			○			○	○
	バケツ	○		○	○			○	○
	浴槽ふた	○	○			○		○	○
	浴室用の器具	○						○	○
かご	○						○	○	
盆	○	○					○	○	
水筒	○	○		○			○	○	
食食用、食卓用又は台所用の器具	ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等 (皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く。)	○	○	○	○			○	○
	皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器	○	○					○	○
	まな板	○	○			○		○	○
	製氷用器具	○		○				○	○
	その他のもの(食食用の器具等)	○	○						○
ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋	○		○		○	○	○	○	
湯たんぽ	○	○		▲			○	○	
可搬型便器及び便所用の器具	○	○					○	○	

▲ : お湯を入れるものに限る

資料：消費者庁ホームページ 家庭用品品質表示法>製品別品質表示の手引き

》貿易・起業に関するお問合せ先《

ミプロ情報センター貿易・起業相談専用

TEL.03-3989-5151 FAX.03-3590-7585

相談時間：平日午前10時30分～午後4時30分

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）

〒170-8630 東京都豊島区東池袋 3-1-3

ワールドインポートマートビル6階

TEL 03-3971-6571 FAX 03-3590-7585

<https://www.mipro.or.jp>

2020年度（一財）貿易・産業協力振興財団助成事業

本書の無断転載を禁じます。 2021年3月